

第51期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

【計算書類】

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

上記事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.amifa.co.jp>）に掲載することにより、株主のみなさまにご提供しております。

株式会社アミファ

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備（いわゆる内部統制システムの構築）に関する基本方針について、取締役会において次の通り決議しております。

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務の一般的な補助は管理部の使用人が担当し、必要に応じ、内部監査室長が監査等委員会の依頼する補助職務を監査等委員会の指示のもとに遂行する。なお監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

(2) 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

使用人が監査等委員会の職務を補助するときは、監査等委員会の指揮命令に従うことを明確にする。そのために監査等委員会は、管理部門担当取締役と当該使用人の職務遂行上の事項について調整を図るものとし、また、当該使用人の人事異動、評価等は監査等委員会との協議の下に行うことにより、補助使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性を確保する。

(3) 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対する報告体制については、監査等委員会と協議のうえ監査等委員会（又は、監査等委員会が選定する監査等委員。以下同様とする）に報告すべき事項を文書で定め、会社の事業及び財産に関する状況、その他重要な事項及び必要な事項が直ちに監査等委員会に報告される運営を確立する。

監査等委員を事前相談制度及び内部通報制度の窓口の一つとするとともに、内部通報を所管する部門は監査等委員以外の窓口に通報された内容を監査等委員会に報告する。

取締役、使用人等がこれらの相談及び通報又は上記の報告をしたことにより、解任、解雇、その他いかなる不利益な取扱いも受けないことを規定し、周知する。

監査等委員会はこれらの体制が適正に運用されるように常時監視・検証する。

(4) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行のために要する合理的な費用については、会社は監査等委員会の申請に基づき費用の予算措置を行い、その出費については監査等委員会が決定する。なお、緊急又は臨時に支出した監査等委員の職務の執行に係る費用については、事後に償還に応じる。

(5) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び業務執行取締役等と監査等委員会との間で定期又は臨時に意見交換会を実施し、相互の意思疎通を密接にするとともに、討議を通じて会社の経営及び事業の状況や課題等について理解を深める。

監査等委員会の監査活動についても報告を行い、良好な監査環境の整備に努める。

監査等委員会が行う業務及び財産の状況の調査について協力する。

監査等委員が監査役協会等の主催する実務部会や研修会等に出席できるように取り計らい、その費用を負担する。

(6) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、その他業務執行の意思決定に係る重要な書類については、法令及び取締役会で定めた諸規程に基づき文書管理を行う。取締役からこれら重要な書類について閲覧要求があった場合には、直ちに提出する。

取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報の保護及び開示に関する諸規程を策定し、これに基づき管理する。

(7) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス・リスクについては、上記(1)の体制のもとにその管理を行い、経営及び事業の遂行に伴うビジネス・リスクについては取締役会で承認された「リスク管理規程」、「与信管理規程」等により対応する。重要なものは直ちに代表取締役、管理担当取締役及び監査等委員会に報告する。

大震災等の発生に備えて「事業継続計画（BCP）」を定め、速やかに対応ができるように準備する。

当社は、生活必需品でない商品を取扱っていることから消費者の嗜好やライフスタイルの変化、更には事業環境の変化が最大のリスクであると認識し、そのため、取締役会及び営業幹部会等において絶えずビジネスの環境と動向を把握し、必要な施策や対応をとる体制とする。

(8) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

迅速で効率性の高い経営と事業の推進を図るために、執行役員制度を導入し、意思決定、監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を分離する。

取締役会は、決裁基準を定め、取締役会が決定すべき重要な事項を除いて、業務執行取締役及び執行役員に業務の決定と実行を委ねる。なお、重要な業務の執行について会社全体として機動的に決定・実行するために、経営会議等の意思決定会議に執行役員を参加させる。また、「職務権限規程」を設けて各役職者の権限の明確化と委譲を図り、必要な統制と牽制を維持しつつ、迅速な業務の遂行を図る。

代表取締役は、会社の目標の達成に向けた業務執行の全体を統括し、監督する。

(9) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査等委員を含む複数の独立社外取締役を設置することにより取締役の職務執行の監督・監査を行う体制をとり、コンプライアンスを重点に掲げた経営及び事業を推進する。会社全体に影響を及ぼす重要な事項は、取締役会において決定する。代表取締役及び業務執行取締役は、定期的に、また、必要に応じて、職務の執行状況を取締役会に報告する。

取締役会において「役員・社員行動規範」を制定し、役員及び社員が当該規範を遵守することの重要性について取締役は啓蒙する。また、社員が日常の事業遂行において法令等の遵守を確保できるように「商品関連法令遵守マニュアル」、「不正競争防止法遵守マニュアル」等の必要な手順書を策定し、部門長は、これらの手順書に従い適正な業務が遂行されるように監督する。

反社会的勢力に対しては「関係を一切持たない」ことを役員・社員行動規範に定め、全社員に徹底し、そのための具体的な対応指針及び手続きを定める。(注)

会社は、取締役、内部監査部門長等による事前相談制度を設けて、社員が様々な問題について相談できる体制を構築する。

内部通報制度(社内及び社外ホットライン)を設置し、内部者情報が適切に通報される体制を設ける。通報があったときは、通報者が不利益を被らないように保護し、通報内容については適正に対応する。

(注) 反社会的勢力排除に係る基本方針及びその整備状況

当社は、反社会的勢力の排除に係る基本方針を定め、「市民社会の秩序や安全に脅威を与えるなどの、違法行為を行う個人及び団体とは関係をもたないこと。このような個人及び団体からの金品や役務の要求には一切応じないこと」を宣言する。社内に統括する責任者を任命し、情報の集約化を図るとともに、対応マニュアルの整備等を行っている。地元警察署との連携を図り、反社会的勢力排除を推進する団体に加盟するなど、外部情報の収集や外部団体との連携を強化している。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令等に従い財務報告に係る内部統制を整備及び運用する体制を構築する。

なお、「財務報告の適正性を確保するための体制」については、2019年10月28日開催の取締役会において「業務の適正を確保するための体制等に関する事項」として決議し、記載しております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する当事業年度の主な取り組みは、次の通りであります。

(1) 監査等委員会の監査の実効性確保

監査等委員は、会計監査人・内部監査室との間で、それぞれ年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど相互に連携を図るとともに、取締役会・経営会議等重要な社内会議に出席し、適宜必要な意見を述べています。また、業務執行に関する重要な書類を適宜閲覧するとともに、代表取締役と定期的に意見交換会を開催し、相互の意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図りました。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

監査等委員会の指揮の下に、内部監査室が年間内部統制監査計画に基づく業務監査を行い、各組織の職務執行状況を適正性・適法性の面からチェック・評価し、その内容について監査等委員会は定期的に報告を受け、確認をしました。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理

取締役会議事録、決裁書、会計帳簿その他の重要情報を記録した文書については、「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理しています。

(4) 損失の危険の管理

取締役会において、リスク管理に関する全社の取り組み方針を審議するとともに、当事業年度における各組織の重点リスクへの取り組み方針、対策の進捗状況について確認を行いました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う役員、従業員の生命・安全の確保及び事業遂行に及ぼすリスクについては、取締役は直ちに対応するための体制を立ち上げ、必要な措置を実施し、その要点について取締役会に報告しました。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

取締役会を年19回開催し、「取締役会規程」に基づく重要事項の審議・決定を行うとともに、各取締役の職務執行状況の確認を行いました。また、経営会議を4回開催し、重要事項について審議を行いました。

(6) 財務報告の適正性の確保

社長及び監査等委員会が承認した内部監査室の年間計画に基づき、各組織の財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する評価を実施し、監査結果を取締役会及び監査等委員会に報告しました。

株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別 積 立 金	途 繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	35,525	3,525	268,248	271,773	8,000	400,000	1,441,603	1,849,603	2,156,902
当期変動額									
新株の発行(新株 予約権の行使)	1,695	1,695		1,695					3,390
剰余金の配当							△61,275	△61,275	△61,275
当期純利益							172,777	172,777	172,777
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額 合 計	1,695	1,695	-	1,695	-	-	111,502	111,502	114,892
当期末残高	37,220	5,220	268,248	273,468	8,000	400,000	1,553,106	1,961,106	2,271,794

	評価・換算差額等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	2,472	△3,969	△1,497	2,155,404
当期変動額				
新株の発行(新株 予約権の行使)				3,390
剰余金の配当				△61,275
当期純利益				172,777
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△2,472	21,390	18,918	18,918
当期変動額 合 計	△2,472	21,390	18,918	133,811
当期末残高	-	17,420	17,420	2,289,215

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合出資金（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を取り込む方法を採用しております。

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

・デリバティブ

時価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3年～15年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 3年～13年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

・商標権

10年間の定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動のリスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品輸入による外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

当社の内規であるデリバティブ規定に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表の重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

たな卸資産の評価

- | | | |
|--------------------------|-------|-----------|
| ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 | たな卸資産 | 954,370千円 |
| ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 | | |

当社ではたな卸資産は、取得原価と事業年度末における正味売却額のいずれか低い方の金額で評価しております。ただし、営業循環過程から外れた在庫については、収益性の低下の事実を反映するように、一定の販売予想期間を超える場合は定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

当社の商品はライフスタイル雑貨であり、世間のトレンドや消費者の嗜好にマッチしたデザインに特徴を有します。トレンドや嗜好は時の経過につれて変動するため、販売予想期間が長くなると一定割合で収益性が低下するとの仮定に基づき、営業循環過程から外れた在庫については定期的に帳簿価額を切り下げております。しかし、トレンドや嗜好は経営者がコントロール不能な要因によって大きく変動する可能性があり、直近の販売実績や廃棄処分の実績に照らして、収益性の低下の事実が商品に係る在庫の評価に適切に反映されないリスクがあります。

また、営業循環過程から外れた在庫の中に、一定の販売予想期間を超えるものであっても、今後の需要予測及び販売可能性を踏まえて取得原価により評価されているものもあるため、経営者による当該需要予測及び販売可能性には不確実性を伴います。

このような判断や仮定を伴う見積りは、個人消費の動向などによって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において、たな卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響については、収束時期や消費行動、企業活動への影響は先行きが見えず、依然として不透明な状態で進捗していることから、会計上の見積りの仮定については、当事業年度末において重要な見直しは行っておりません。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は不確実性が高いため、状況の変化が生じた場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	160,662千円
----------------	-----------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,235,000株

注.新株予約権の行使に伴い10千株増加しております

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	61,275	19	2020年9月30日	2020年12月4日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	61,465	19	2021年9月30日	2021年11月26日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	8,196千円
減価償却費超過額	913千円
たな卸資産評価損	63,838千円
退職給付引当金	8,225千円
役員長期未払金	87,974千円
未払事業税	2,699千円
未払費用	2,419千円
未払金	3,374千円
その他	4,405千円
繰延税金資産小計	182,048千円
評価性引当額	△151,813千円
繰延税金資産合計	30,235千円
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△9,212千円
繰延税金負債合計	△9,212千円
繰延税金資産の純額	21,022千円

8. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社は事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としております。卸売業の特性として商品の調達に係る資金が先行するため、必要に応じて運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,279,016千円	1,279,016千円	－ 千円
(2) 電子記録債権	4,102	4,102	－
(3) 売掛金	426,429		
貸倒引当金(※1)	△407		
	426,022	426,022	－
(4) 敷金	52,714	43,050	△9,663
資産計	1,761,855	1,752,191	△9,663
(1) 買掛金	34,653	34,653	－
(2) 未払金	154,343	154,343	－
(3) 未払法人税等	37,025	37,025	－
(4) 長期借入金(※2)	87,500	87,426	△73
負債計	313,522	313,448	△73
デリバティブ取引(※3)	26,633	26,633	－

(※1)売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2)1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金

敷金の時価は、将来の発生が予想される原状回復費用見込額を控除した金額に対し、合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

時価法を採用しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
役員長期未払金	254,335千円

役員長期未払金については、役員退職慰労金制度打切り支給に係る債務であり、各役員の退職時期が特定されておらず、時価の算定が困難と認められるため、記載しておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 707円64銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 53円51銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。